

高圧ガス保安法遵守状況一覧（その5）

液化石油ガス保安規則第58条遵守状況

条 文		遵守状況
第1号	充てん容器等のバルブは、静かに開閉すること。	
第2号	充てん容器等は、転落、転倒等による衝撃又はバルブの損傷を受けないよう粗暴な取扱いをしないこと。	
第3号	充てん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。ただし、安全弁及び圧力又は温度を調節する自動制御装置を設けた蒸発器内の配管については、この限りでない。	
	イ 熱湿布を使用すること。	
	ロ 温度40度以下の温湯その他の液体を使用すること。	
ハ	空気調和設備（空気の温度を40度以下に調節する自動制御装置を設けたものであって、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。）を使用すること。	
第4号	充てん容器等には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。	
第5号	消費は、通風の良い場所でし、かつ、その充てん容器等を温度40度以下に保つこと。	
第6号	消費した後は、バルブの損傷を防止する措置を講ずること。	
第7号	貯蔵設備等の周囲5メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵設備等と火気又は引火性若しくは発火性の物との間に、当該貯槽から漏えいした液化石油ガスに係る流動防止装置又は液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。	
第8号	溶接又は熱切断用の液化石油ガスの消費は、当該ガスの漏えい、爆発等による災害を防止するための措置を講じて行うこと。	
第9号	液化石油ガス法第2条第5項の消費設備に係る消費施設以外の消費施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。	
第10号	液化石油ガス法第2条第5項の消費設備に係る消費以外のものについては、第53条第1項第5号、第12号、第14号及び同条第2項第1号から第4号までの基準に適合すること。	
第53条第1項第5号	消費施設には、当該施設から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所に、液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。	
第53条第1項第12号	消費設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。	
第53条第1項第14号	消費設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。	
第53条第2項第1号	貯蔵設備等の周囲5メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵設備等と火気又は引火性若しくは発火性の物との間に前項第3号の流動防止措置又は液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。	
第53条第2項第2号	消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上消費設備の態様に応じ頻繁に消費設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。	

第53条第2項 第3号	消費設備の修理又は清掃及びその後の消費は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。	
イ	修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと。又は異常があったときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行うこと。	
ロ	消費設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。	
ハ	修理等のため作業員が消費設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること。	
ニ	消費設備を開放して修理等をするときは、当該消費設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。	
ホ	修理等が終了したときは、当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費しないこと。	
第53条第2項 第4号	消費設備に設けたバルブを操作する場合にバルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。	

備考 該当しない項目については、斜線を引くこと。